

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱

令和8年7月23日

8江地経第696号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区（以下「区」という。）内の中小企業者が、人が行う業務を代替する機器等の導入の促進に要する経費の一部を補助することにより、既存の業務工程を変革し、もって生産性の向上及び省人化・省力化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 機器 複数の部品及び要素を組み合わせて構成された物理的な装置及び設備をいう。
- (3) 省人化・省力化機器 主に事業用に製造され、デジタル技術を活用した機器であって、作業を自動化又は無人化することを目的として導入する別表第1に定めるものをいう。
- (4) 汎用機器 多用途に汎用的に用いることのできる機器等（省人化・省力化機器を除く。）であって、別表第2に定める機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内に本店（個人にあつては主たる事業所）を有すること及び区内に次条に規定する補助対象事業を行う事業所、店舗又は工場を有すること。
- (2) 直近の法人住民税及び法人事業税（個人にあつては住民税及び個人事業税）を滞納していないこと。
- (3) 第7条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）時点において、区内で引き続き1年以上事業を営んでいる者又はその者から事業を承継した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（事業を承継した者にあつては、その者に事業を承継した中小企業者を含む。）は、補助対象者としなない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等（当該子会社等の親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）が中小企業者に該当する場合を除く。）である者
- (2) フランチャイズチェーン（他の企業等から特定の商標、商号等を使用する権利を付与され、当該権利の対価として金銭等を支払う旨の契約に基づく事業の形態をいう。）の加盟店として事業を営む者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者
- (4) 同一の補助対象事業について、国、東京都、公社その他の団体が実施する同種の補助金の交付を受けている者
- (5) 申請日の属する年度の直近2か年度において、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、省人化・省力化機器の導入を行う事業（以下「省力化機器等導入」という。）とする。ただし、既に導入されている省人化・省力化機器の改修又は入替えは、省力化機器等導入の対象としなない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表第3に定める経費であつて、第8条第2項の規定による交付決定の通知日（機器導入計画書の変更に係るものについては、第10条第2項の規定による機器導入計画変更承認の通知日）以後に支払われ、かつ、第12条の実績報告書の提出を行う時点において、既に支払われているものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額又は80万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 機器導入計画書（別記第2号様式）
- (2) 法人にあっては履歴事項全部証明書（個人にあっては住民票の写し）
- (3) 税務署に提出した開業届出書の控え又は青色申告書の控え（個人に限る。）
- (4) 直近の法人住民税及び法人事業税（個人にあっては住民税及び個人事業税）の納税証明書
- (5) 補助対象経費の明細及び額の分かる見積書等
- (6) 導入する省人化・省力化機器の規格、形状等が分かるカタログ、パンフレット等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、遅滞なく当該申請の審査をするものとし、形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請を却下する。

- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、申請が形式上の要件に適合するものと認めるときは、区長が指定する省力化機器等導入に係る専門的な知見を有する者による現地調査等を行い、適当と認めるときは江東区省人化・省力化機器導入補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と認めるときは江東区省人化・省力化機器導入補助金交付申請却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。
- 3 区長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 4 区長は、申請者が第16条第1項第2号に該当するものとして補助金の交付決定の全部の取消しを受けた場合において、同一の補助対象事業について再度補助金の交付申請を行うときは、第2項の規定による現地調査等を免除することができる。

(取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(変更の申請及び承認)

第10条 補助事業者は、機器導入計画書の内容を変更しようとするときは、江東区省人化・省力化機器導入補助金機器導入計画変更承認申請書（別記第5号様式）により区長に申請し、その承認を得なければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、江東区省人化・省力化機器導入補助金機器導入計画変更（承認・不承認）通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知する。

3 区長は、前項の規定による審査に際し、必要に応じて区長が指定する省力化機器等導入に係る専門的な知見を有する者による現地調査等を行うことができる。

4 区長は、第2項の承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(中止の届出)

第11条 補助事業者は、交付申請に係る補助対象事業を中止しようとする場合は、速やかに江東区省人化・省力化機器導入補助対象事業中止届出書（別記第7号様式）により、区長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに江東区省人化・省力化機器導入補助事業実績報告書（別記第8号様式。以下「実績報告書」という。）に補助対象経費の支払を証する書類又はその写しを添えて、区長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第8条の規定による交付決定の通知において指定された期日までに行わなければならない。

(額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報

告書の審査及び区長が指定する省力化機器等導入に係る専門的な知見を有する者による現地調査等を行い、当該実績報告に係る補助対象事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により、補助事業者へ通知する。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知において指定された期日までに、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付請求書（別記第10号様式）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を支払う。

（是正のための措置）

第15条 区長は、第13条の規定による審査及び現地調査等の結果、補助対象事業の成果がこの補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（交付決定の取消し等）

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業が申請日の属する年度内に完了する見込みがなくなったとき。
- (3) 要綱、法令若しくは要綱に基づく命令又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに江東区省人化・省力化機器導入補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 前2項の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）に定めるところによる。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまでの間において、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(関係書類の整理保存)

第19条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

自動精算機（セルフレジ）、自動チェックイン機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、無人搬送車その他区長が省人化・省力化に資すると認める機器
--

別表第2（第2条関係）

1	情報端末機器
2	情報端末機器に直接又は電気通信回線を通じて接続して使用する機器であって、次に掲げるもの
(1)	補助記憶装置
(2)	モニター
(3)	プリンター
(4)	スキャナー
3	インターネット回線への接続を目的として設置する回線終端装置、モデム、ルーターその他のデータ送受信機器
4	1 から 3 までに掲げるもののほか、設置及び使用の方法から補助対象事業以外の目的に容易に転用することができるものとして、区長が汎用的に使用できる機器と認めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

補助対象経費
補助対象者が営む事業のみに使用するものであって、省人化・省力化機器の導入に要する購入費、賃借料、運搬費、設置費用、初期設定費用、更新に伴う既存設備の廃棄に係る費用その他区長が必要と認める経費

備考

- 1 パーソナルコンピューター、スマートフォンその他の電子計算機等、別表第 2 に定める汎用機器を除く。ただし、装置を構成する一部又はその設置及び使用の方法から、汎用的に使用できない機器については、この限りでない。
- 2 有期の契約を行うもの又は定期的な支払を行うものについては、1 年分を上限として算入できる。
- 3 省人化・省力化機器の購入は、中古品も対象とする。ただし、中古品の販売事業者から購入し、当該販売事業者との売買契約書の写しを提出することが可能なものに限る。
- 4 省人化・省力化機器の更新に伴い、省人化・省力化機器の下取りが発生した場合における補助対象経費は、省人化・省力化機器の更新に係る費用から下取り金額を減じた額とする。

- 5 補助対象者以外の者に占有させ、又は貸与して収益を得る事業の用に供されるものでないこと。

年 月 日

江東区長 殿

名称又は氏名
本店所在地 江東区
代 表 者
連 絡 先
メールアドレス
担 当 者

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付申請書

江東区省人化・省力化機器導入補助金の交付を受けたく、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費額及び交付申請額

補助対象経費額							
交 付 申 請 額					0	0	0

※右詰めで金額を記入し、左端に「¥」を記入してください。

2 添付資料

- (1) 機器導入計画書（別記第2号様式）
- (2) 法人にあっては履歴事項全部証明書（個人にあっては住民票の写し）
- (3) 税務署に提出した開業届出書の控え又は青色申告書の控え（個人に限る。）
- (4) 直近の法人住民税及び法人事業税（個人にあっては住民税及び個人事業税）の納税証明書
- (5) 補助対象経費の明細及び額の分かる見積書等
- (6) 導入する省人化・省力化機器の規格、形状等が分かるカタログ、パンフレット等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第2号様式（第7条関係）

機器導入計画書

1 申請者の概要

事業者名	
事業概要	

2 補助対象事業の概要

機器を導入する 事業所の所在地	江東区		
対象となる業務 及び現状の課題			
機器の導入により 見込まれる効果	※生産性の向上、省人化・省力化の効果について、可能な限り数値、工数等を記入すること。		
補助対象経費の別荘	裏面記載のとおり	事業完了予定日	年 月 日

3 収支予算

収入		支出	
自己負担額	上	機器の購入代金又は賃借料	下
補助金額	下	機器の運搬に係る費用	上
		機器の設置（初期設定）に係る費用	下
		既存機器の廃棄に係る費用	上
収入計	上	支出計	下

4 誓約事項（確認の上、☑をしてください。）

- ☐ 江東区省人化・省力化機器導入補助金の交付要件を全て満たしています。
- ☐ 次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還するとともに、区長の定める違約加算金（最大で交付額と同額）を支払います。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助対象事業が申請日の属する年度内に完了する見込みがなくなったとき。
 - (3) 要綱、法令若しくは要綱に基づく台令又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

上記について、誓約いたします。

代表者氏名（自署）_____

【調査員確認欄】

現地調査等の結果、本計画について相違ないことを確認しました。

確認年月日	年 月 日	調査員氏名	
-------	-------	-------	--

【補助対象経費引細】

品 名	説 明	単 価	数量(単位)	価 格
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円

※ 単価及び価格は、税込みで記入してください。

※ 単価×数量＝価格となるよう記載してください。

※ 「説明」欄には、補助対象物の種別、用途等を簡潔に記載してください。

※ 使用しない行は、斜線で消してください。

【1 ページ目及び2 ページ目を両面印刷してください。】

第 〇 〇 〇 号
年 月 日

様

江東区長

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった江東区省人化・省力化機器導入補助金については、下記により交付することを決定したので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

1 交付決定額					0	0	0
2 実績報告期限	年	月	日				
3 交付条件							

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で交付申請のあった江東区省人化・省力化機器導入補助金については、下記の理由により却下することを決定したので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

却下の理由

別記第5号様式（第10条関係）

年 月 日

江東区長 殿

名称又は氏名 _____

本店所在地 江東区

代 表 者

速 絡 先 _____

江東区省人化・省力化機器導入補助金機器導入計画変更承認申請書

年 月 日付第 号により交付決定のあった標記機器導入計画について、下記のとおり変更したいので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

1 機器導入計画の変更の概要

内 容				
交付申請額	変更前：	円	変更後：	円
補助対象経費の別割	裏面記載のとおり	事業完了予定日	年	月頃

2 変更後の収支予算

収入		支出	
自己負担額	円	機器の購入代金又は貸借料	円
補助金額	円	機器の運搬に係る費用	円
		機器の設置（初期設置）に係る費用	円
		既存機器の廃棄に係る費用	円
収入計	円	支出計	円

【調査員確認欄】

現地調査等の結果、本計画について相違ないことを確認しました。

確認年月日	年 月 日	調査員氏名	
-------	-------	-------	--

【1ページ目及び2ページ目を両面印刷してください。】

【補助対象経費列細】

変 更	品 名	説 明	単 価	数量(単位)	仙 格
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円
☐			円	()	円

※ 単価及び仙格は、税込みで記入してください。

※ 変更のない項目も記入してください。

※ 変更のあった項目の変更欄にチェックを入れてください。

第 〇 号
年 月 日

様

江東区長

江東区省人化・省力化機器導入補助金機器導入計画変更（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった江東区省人化・省力化機器導入補助金機器導入計画変更については、下記のとおり（承認・不承認）することを決定したので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、通知します。

記

1 機器導入計画変更の内容

2 変更後の交付決定額

				0	0	0
--	--	--	--	---	---	---

3 不承認の理由

別記第7号様式（第11条関係）

年 月 日

江東区長 殿

名称又は氏名 _____

本店所在地 江東区 _____

代 表 者 _____

速 絡 先 _____

江東区省人化・省力化機器導入補助対象事業中止届出書

年 月 日付第 号により交付決定のあった補助対象事業については、
下記のとおり中止するので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第11条の規定
に基づき、届け出ます。

記

事業中止の理由

年 月 日

江東区民 殿

名称又は氏名 _____
本店所在地 江東区 _____
代 表 者 _____
速 絡 先 _____

江東区省人化・省力化機器導入補助事業実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった補助対象事業が完了しましたので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第12条の規定に基づき、報告します。

記

1 交付決定額

					0
--	--	--	--	--	---

2 補助対象経費の額

--	--	--	--	--

※右詰めで金額を記入し、左端に「円」を記入してください。

収入		支出	
自己負担額	円	機器の購入代金又は賃借料	円
補助金額	円	機器の運搬に係る費用	円
		機器の設置（初期設定）に係る費用	円
		既存機器の廃棄に係る費用	円
収入計	円	支出計	円

3 補助対象事業が完了した日

年 月 日

4 添付資料

補助対象経費の支払を証する書類（領収書等）

【調査員確認欄】

現地調査等の結果、計画のとおり機器導入が完了していることを確認しました。

確認年月日	年 月 日	調査員氏名	
-------	-------	-------	--

【1ページ目及び2ページ目を両面印刷してください。】

5 補助対象経費の明細

品 名	説 明	単 価 円	数量(単位) ()	価 格 円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円
		円	()	円

※ 単価及び価格に、税込みで記入してください。

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付額確定通知書

年 月 日付第 号により交付決定をした江東区省人化・省力化機器導入補助金については、年 月 日付提出の事業実績報告書を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定します。

記

1 補助対象経費額					
2 交 付 確 定 額				0	0
3 交 付 請 求 期 限	年	月	日		

※補助金の交付請求は、上記の期限（必着）までに行ってください。
期限を超過したときは、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第16条の規定に基づき交付決定が取り消され、補助金の交付を受けることができなくなります。

年 月 日

江東区長 殿

名称又は氏名 _____
本店所在地 江東区 _____
代 表 者 _____ 印 _____
連 絡 先 _____ ー _____

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付請求書

年 月 日付第 号により交付額の確定のあった、江東区省人化・省力化機器導入補助金を交付されたく、請求いたします。

請求額						0	0	0

※右詰めで金額を記入し、左端に「¥」を記入してください。

別記第 1 1 号様式（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区省人化・省力化機器導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号により交付決定した江東区省人化・省力化機器導入補助金については、下記のとおり補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消しましたので、江東区省人化・省力化機器導入補助金交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由